

第4章 基本方針

方針1. 矢部川流域の絵になる景観の形成

矢部川流域では、河川や山並みの豊かな自然地形、人々の営みがつくり出す田畑などの田園と、家並みや橋梁などの建造物群が組み合わさり、創り出される独特の「絵になる景観」が存在します。「絵になる景観」には、眺望景観、営みの景観、自然景観などがあります。

絵になる眺望景観は、山頂から広大な平野やまちを俯瞰できたり、見晴らしの良い視点場から遠方の山並みなどが見通せたりできることによって望める景観です。つまり、視点場とその周辺環境の条件が整ってはじめて望むことができる景観です。観光客などの外来者はその地域の全体像を把握することに役立ち、視点場は観光名所ともなり得ます。

絵になる営みの景観や自然景観は、人々の永年の営みの蓄積や、日常の生活景として育まれた景観です。そこに住む人々の営みや文化が創り出したまちなみや構造物と地域の果樹や樹木、背景にある山並みとの組み合わせが、地域固有の絵になる景観を創り出しています。

そうした絵になる景観の保全・整備のためには、背景となる自然や田園の保全、まちなみや構造物の保全・整備、景観を望める視点場の確保とその周辺環境の保全・整備が欠かせません。

地域の共有財産としての眺望景観や営みの景観などの「絵になる景観」を次の世代へと継承していきます。

代表的な絵になる景観

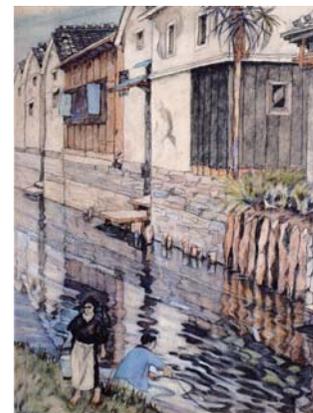


筑後景観コンテスト選考委員特別賞受賞作品「深山の春」



久留米出身の画家・森三美が描いた「筑後風景」

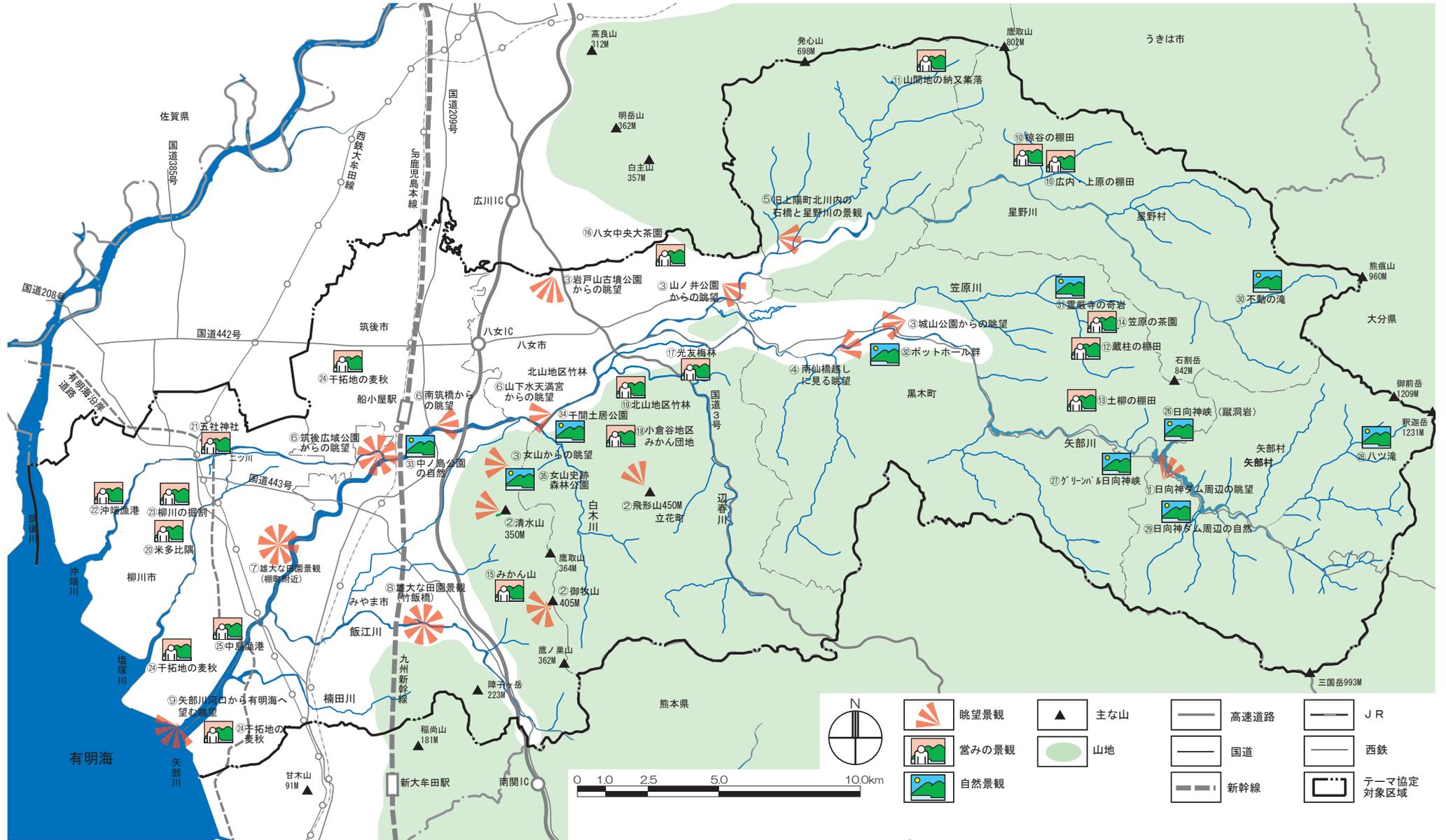
出典：石橋美術館「青木繁・坂本繁二郎生誕120年記念筑後洋画の系譜」2002



久留米出身の画家・古賀春江が描いた「柳河風景」

出典：石橋美術館「青木繁・坂本繁二郎生誕120年記念筑後洋画の系譜」2002

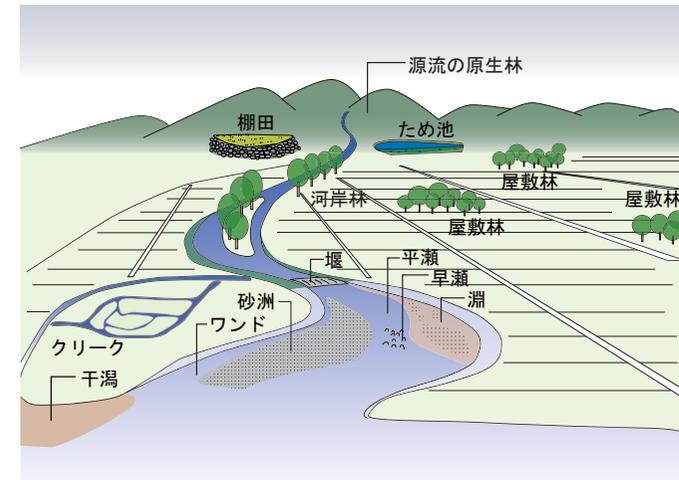
協働して守り育てる「絵になる景観」



方針2. 水環境や水の循環と密接に関わる景観の形成

河川と共に、永年に渡って築かれてきた農業用水路やクリーク・堀割等の水路は、相互に複雑につながることによって、一つの大きな水のネットワークを形成し、古くから人々の生活の基盤を支える利水システムとして、日常の給水、排水、物流、防災等の様々な機能を担ってきました。水のネットワークは、流域の潤いのある景観を日々支えているとともに、様々な動植物の生息地としての役割を果たし、かけがえのない生態系環境を支えてきました。

そこで、矢部川とその支流である星野川、飯江川、田代川、辺春川、白木川、沖端川、塩塚川等の河川や用水路、クリーク・堀割を含めた流域全体の水環境に関わる景観を保全・育成していくことで、矢部川流域の水のネットワークが持つ循環機能およびそこに生息する生態系を保全していきます。



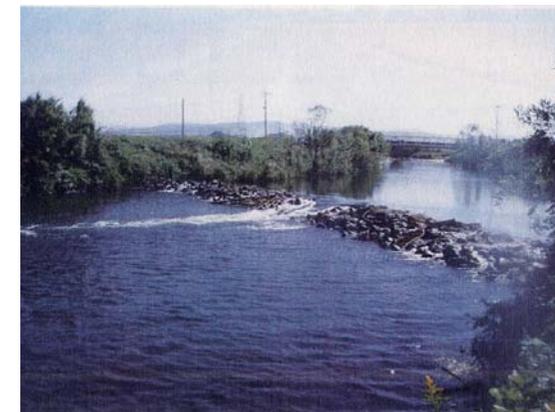
矢部川流域には水のネットワークが形成され、原生林、棚田、ため池、周辺の屋敷林、干潟や河川内の瀬、淵等には多様な動植物が生息する生態系が育まれている。



多くの生物が生息する中の島公園の楠林



釈迦岳御前岳の原生林に生息するオオキツネノカミソリの群落



多様な動植物が生息している沖端川ニツ川堰下流

方針3. まちなみと歴史的景観の形成

矢部川流域は、古代の早い時期から繁栄し、上流部の山地、中流平野部の田園、下流の干拓地では、矢部川の水運、利水を活かした文化や伝統産業が発達してきました。八女市福島地区や黒木町では伝統的なまちなみが形成され、柳川の堀割や有馬藩と立花藩の水争いの中で築造されてきた井堰・廻水路や千間土居の「水はね」、八女市上陽町の石橋群など歴史的な土木構

造物が数多く残されています。また、矢部川の水利により、手すき和紙、酒造、染色などの伝統産業も盛んに営まれてきました。

矢部川流域に培われてきた歴史的価値を再評価し、多くの人々に親しまれてきたまちなみや集落、歴史的な構造物、樹木等が作り出す魅力的な景観の形成を図ります。

代表的な歴史的景観



柳川の堀割沿いに建つ並倉のレンガ倉庫



八女福島の歴史的町並み



星野川に架かる宮ヶ原橋（四連石橋）



山間部の閑静な佇まいの八女納又集落



歴史的建造物が数多く残る清水寺周辺



かつては大陸との交流があった沖端漁港

方針4. 四季や時間による変化を楽しむ景観の形成

田植えを営む棚田、初夏の麦秋が広がる田園地帯、ホタルやトンボが飛び交う河畔、彼岸花とススキで彩られる山間部の田畑、奥地の雪渓など、矢部川流域の各地では季節の変化とともに現れる特徴的な景観を見ることができます。

自然の恵みを享受してきた矢部川流域の各地では、風流や祇園など、五穀豊穡、水難・海難を祈願する神幸行事や祭りが数多く催されてきました。加えて、最近では、花火大会など季節の風物詩となっているイベントも行われ、季節の節目を飾っています。

更に、朝日とともに漁へ向かう船団の景観、水面に映える夕景、きらびやかな星空と月など、1日の時間の変化と共に趣を変える多彩な景観を矢部川流域では数多く見ることもできます。

こうした季節の変化に応じた四季折々の景観や、時間の変化による多彩で豊かな景観を、流域全体で保全・育成していきます。



春に行われる星野村の棚田の田植え風景



夕暮れの矢部川沿いの桜並木(みやま市瀬高町)



夕日が矢部川の水面に映える景観

方針5. 連続した良好な景観の形成

流域を周遊できる主要な道路や河川沿いなどを移動していくと、山並みや水辺が連続する一方で、周辺の自然地形や土地利用の変化に応じて、次々と移り変わる特徴的な連続景観が展開していきます。

流域の内外をつなぐアクセス道路や流域内を周遊する主な道路から見る景観は、多くの人々の目に触れることが多く、連続した良好な景観を保全・整備し、演出することにより、地域の個性や魅力をアピールすることができます。

そのために、道路沿道の連続景観を一体的に捉え、屋外広告物等の規制誘導により良好な景観を保全・整備していきます。また、移動して眺める際のアクセントや地域のシンボルである橋梁などの河川沿いの構造物は、そのデザインを誘導するとともに、個々の要素を個別に捉えるのではなく、河川から見える範囲全体を一体的に捉えて、調和のとれた良好な景観を形成していきます。



矢部川流域の道路や沿道景観の整備に着手することにより、観光客や来訪者にも筑後の良さを感じ、理解してもらえるような魅力的な景観を創り出す。(写真は筑後川堤防道路から耳納連山を望む)

河川沿いの景観の捉え方



八女市矢原附近



八女市犬馬場附近



筑後市津島附近・筑後広域公園・船小屋南



筑後市津島西附近・筑後広域公園

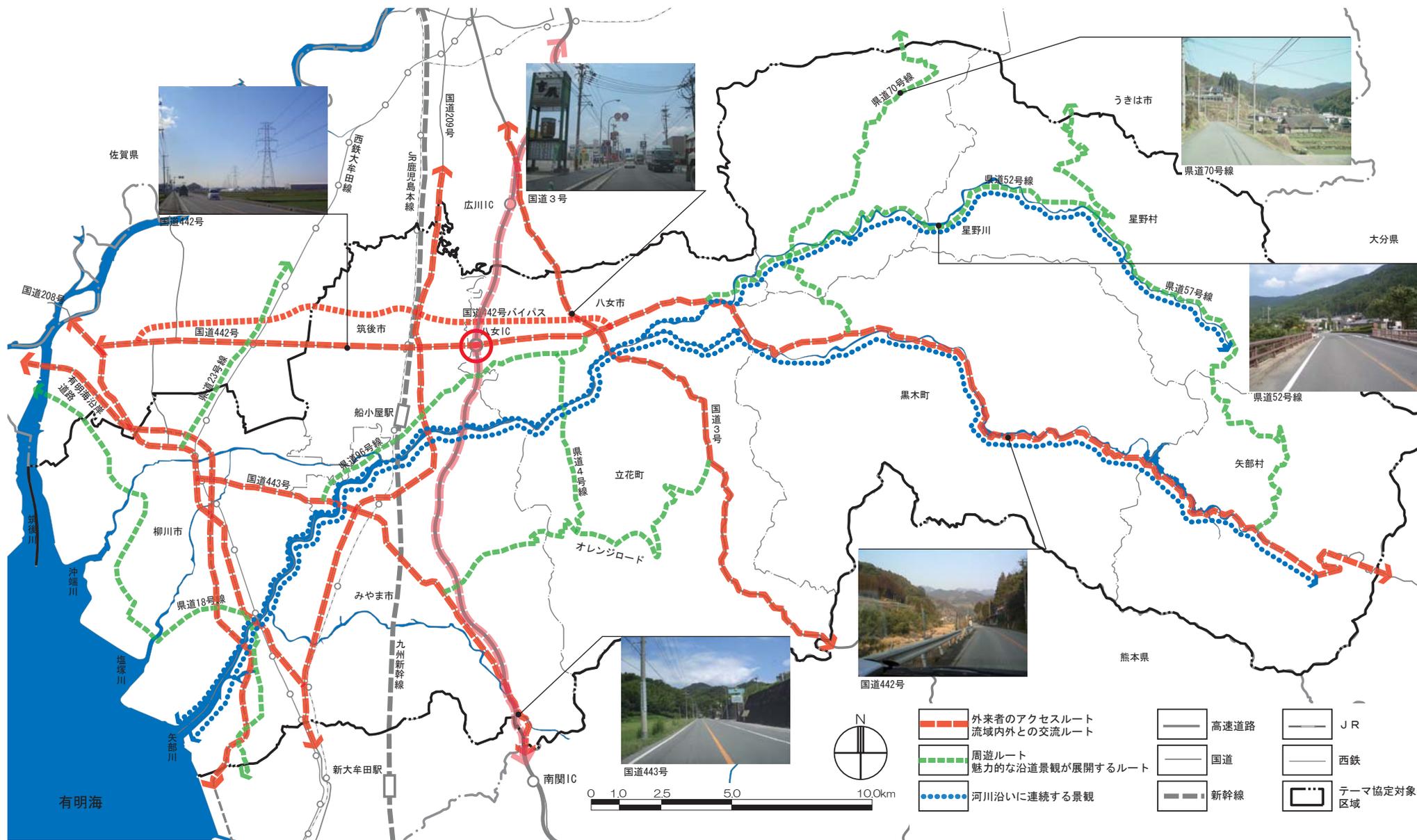


みやま市瀬高町中土居附近

矢部川堤防から見たパノラマ連続景観

下流から矢部川沿い上流方向に移動して、撮影したパノラマ写真。河川内外の景観要素が、矢部川の人の手が加わっていない自然な景観を形成している。

協働して守り育てる「連続した景観」



方針6. 景観と調和したデザイン

前述の方針1から5において位置づけた景観の形成等を実現するため、建築物、構造物、工作物等の築造の際に、周辺の景観に配慮したデザインとなるよう努めます。また、既存の建築物、構造物、工作物等においても、周囲の景観を阻害しているものは、改善あるいは修景を施し、必要に応じて、阻害している景観要素を取り除いていきます。

代表的な調和のとれた景観



●矢部川中流に架かる船小屋温泉大橋

船小屋温泉大橋は、国道209号を矢部川中流部分で渡す橋梁として平成14年に架け替えられ、凸形アーチ橋となり、赤く塗られた鋼材で構成されたスマートなデザインとなっています。橋自身のデザインがシンプルで控えめな分、鮮明な赤がアクセントとなって、必要以上に目立つことなく、兩岸の船小屋温泉街のまち並みや中の島公園の楠林の緑と調和した景観が創出されています。



●八女福島の伝統的建造物

伝統的建造物群保存地区に指定され近世以降の歴史的な町並みを見ることのできる「八女福島」では、歴史的建造物について修理・修景が施され、まちなみの再生が進められています。修理・修景を行うに際し、「八女福島地区まちなみ修理・修景マニュアル」が策定され、このマニュアルに従い、壁面線や軒線、通りに面した構え（平入り・妻入り等）が踏襲され、昔ながらの歴史的町並みが再現されています。



●星のふるさと公園周辺

星野村中心地にある「星のふるさと公園周辺」では、麻生池一帯の歴史的建造物や池の山キャンプ場、星野文化会館、茶の文化館などが自然環境と調和しながら配置されています。



●グリーンパル日向神峡

日向神ダム下流の松瀬ダムの湖畔にある「グリーンパル日向神峡」は、ロッジを併設するキャンプ場として整備されています。周囲の自然景観を配慮し、敷地内には多くの木々が植樹され、湖畔に面した側の敷地境界では、緑化された法面となっており、対岸から望んで見た場合にも背後の景観と調和し、良好な景観が維持されています。



●矢部中学校・矢部村多目的交流ホール

斜面に沿って建物が配置され、色彩も周囲の自然景観に馴染むように配慮された「矢部中学校・矢部村多目的交流ホール」が平成15年に建設されました。中学校に併設された多目的交流ホールには、地場の木材が使用されるなど、地産地消にも取り組まれています。

■阻害している景観の例



●九州自動車道インターチェンジ周辺の氾濫する看板

多くの自動車が通過する高速道路のインターチェンジ付近や主要幹線道路沿道では、鮮やか過ぎる色彩の看板が氾濫していることが多く、景観を阻害しています。

方針7. パートナースhipによる景観づくりの推進

矢部川とその支流が作り出す景観を共有財産とし、関係する市町村、県、地域住民、地域団体・NPO、事業者、公共施設管理者等の様々な主体がパートナーシップを組み、矢部川流域における景観づくりに協働して取り組んでいきます。

具体的には以下の取り組みを中心に行います。

①様々な主体が協議に参加できる「矢部川流域景観協議会」の設置

様々な主体が協議に参加できる「矢部川流域景観協議会」を設置し、矢部川流域の良好な景観形成に必要な協議を行います。協議が整った事項については、その協議結果に基づき実施する仕組みをつくっていきます。

②プロセスを重視した合意形成

矢部川流域で行われる事業の計画、設計の早い段階から、地域住民をはじめ関係者の合意を形成しながら、可能な限り情報を公開し、多くの人の理解を得るプロセスを重視します。

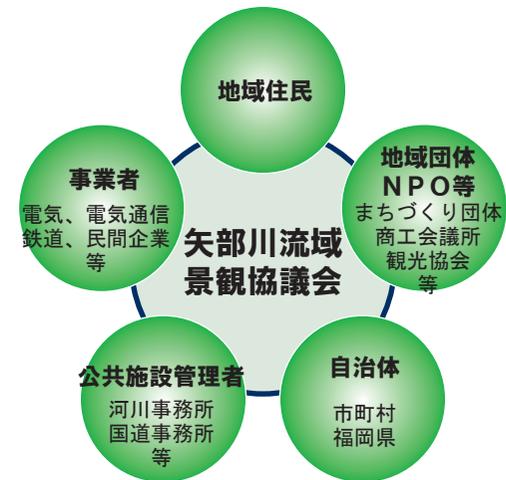
③良好な景観づくりに主体的に取り組む地域団体、NPO等団体への支援

国および県等の様々な景観づくりの支援策を活用し、良好なまちなみ保全、棚田の保全、希少野生生物の保護活動、水環境の改善活動などを主体的に取り組む地域団体やNPO等の活動への支援を行っていきます。

④災害復旧における景観への配慮と関係機関との連携

大規模な災害を受けた際に、短期間での復旧工事によって河川景観や周囲の自然景観、田園景観が大きく改変されることがあります。災害時など速やかな対応が要求される場合においても良好な景観が形成されるよう、関係機関等と連携を図っていきます。

①矢部川流域景観協議会の構成案



③地域団体・NPO等団体への支援

矢部川流域で行われている良好な景観づくりの活動（例）

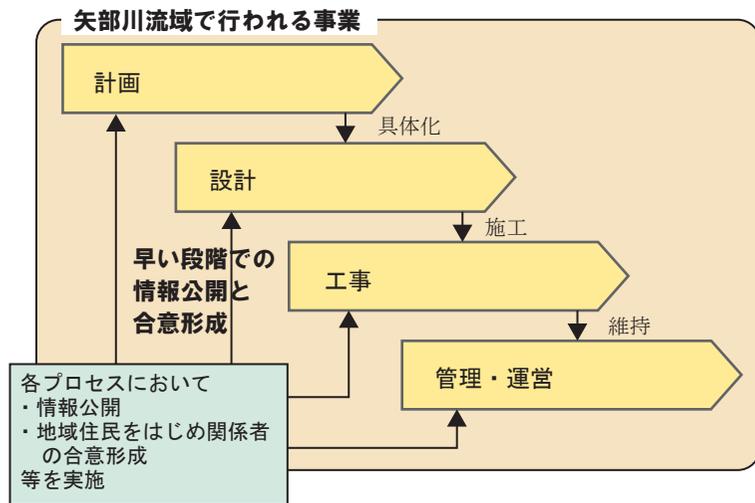


まちづくり団体により歴史的まちなみの保全が進められている八女福島
「国際里山田園保全ワーキングホリデー in 福岡」で行われた黒木町の棚田の修復
生物保護の体験学習として行われた筑後チルドレンズ・キャンプの水質検査
矢部川をつなぐ会が実施した「矢部川流域ゴミいっせいで調査」の様子

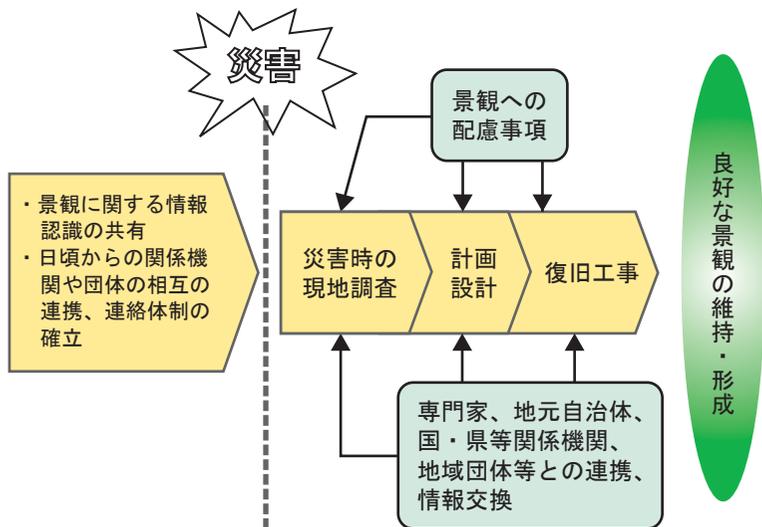
活動への支援

- ・国、県等の各種支援制度の活用
- ・情報提供
- ・助言、技術提供
- ・公共施設内での清掃活動等の支援等

②事業における各プロセスでの情報公開と合意形成



④災害復旧における景観への配慮と関係機関との連携



第5章 実現のためのルールと仕組みづくり

矢部川流域の豊かな自然景観や歴史、文化、産業など人々の営みによってつくり出された特有の景観を様々な主体が協働して守り育てていくためには、その対象や目的を明らかにし、それぞれの主体間で共有できるルールと仕組みが必要です。

5.1 協働して守り育てる景観のためのルール

第4章で位置づけた「協働して守り育てる景観」について、他の計画との整合や各主体との連携が図られるものから、これらを守り育てる基準やそれぞれの主体の役割を定めたルールづくりに取り組んでいきます。

①良好な景観を形成するための基準を定めます。

現にある良好な景観を保全するだけでなく、地域の個性や特色を伸ばすような景観を創出するための基準、地域の景観特性を活かしたデザイン等の基準を定めます。

②協働して守り育てる景観を阻害する行為が生じないような基準を定めます。

景観を阻害するおそれのある建物や電柱、広告物等の工作物について、その配置、形態、高さ、色彩、照明等において配慮すべき基準を定めます。

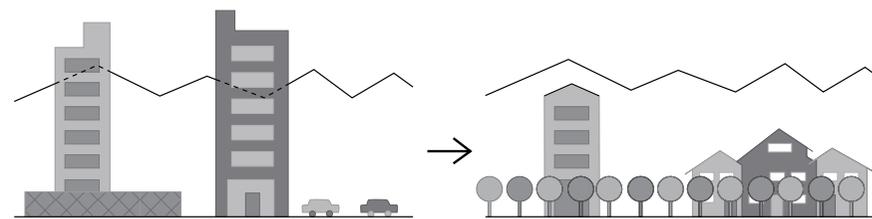
③協働して守り育てる景観を阻害している既存の施設等について、それを改善するための基準を定めます。

景観を阻害している建物や電柱、広告物等の工作物について、周囲を緑化したり、改善したり、取り除くための基準を定めます。

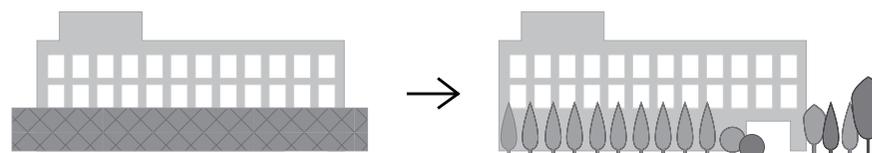
④特に景観上重要な建築物、工作物、樹木、公共施設を指定し、保全・整備する基準を定めます。

地域で親しまれてきた歴史的な建物や樹木を指定し、その改修、改築、維持管理の方法、基準等を定めます。

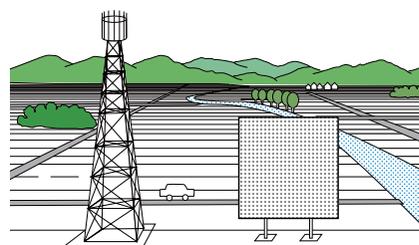
ルールづくりの例



眺望景観等を阻害するおそれのある建物について、形態、高さ等に配慮することが望ましい。



敷地の境界の部分は、コンクリート塀等ではなく、生垣等の緑で修景するのが望ましい。



鉄塔、野立て看板は周囲の景観に配慮する。



良好な自然景観が続く県道52号線。

5.2 担い手を育てるための仕組み

干潟、里山、棚田、多様な生態系等の維持保全、管理する担い手の育成等、景観を直接対象とする取り組みでないものの、景観を支えるためにはなくてはならない取り組みを推進するルールや仕組みづくりに取り組んでいきます。

例えば、グリーンツーリズムなどの振興による棚田や里山の維持・管理主体の育成、地域ブランドの創出による農林漁業の振興、清掃活動や動植物の保護活動の支援策等が考えられます。また、担い手の活動拠点として、地域で親しまれてきた建物などを再利用し、昔ながらの景観を維持する取り組みも考えられます。



援農の様子（星野村）



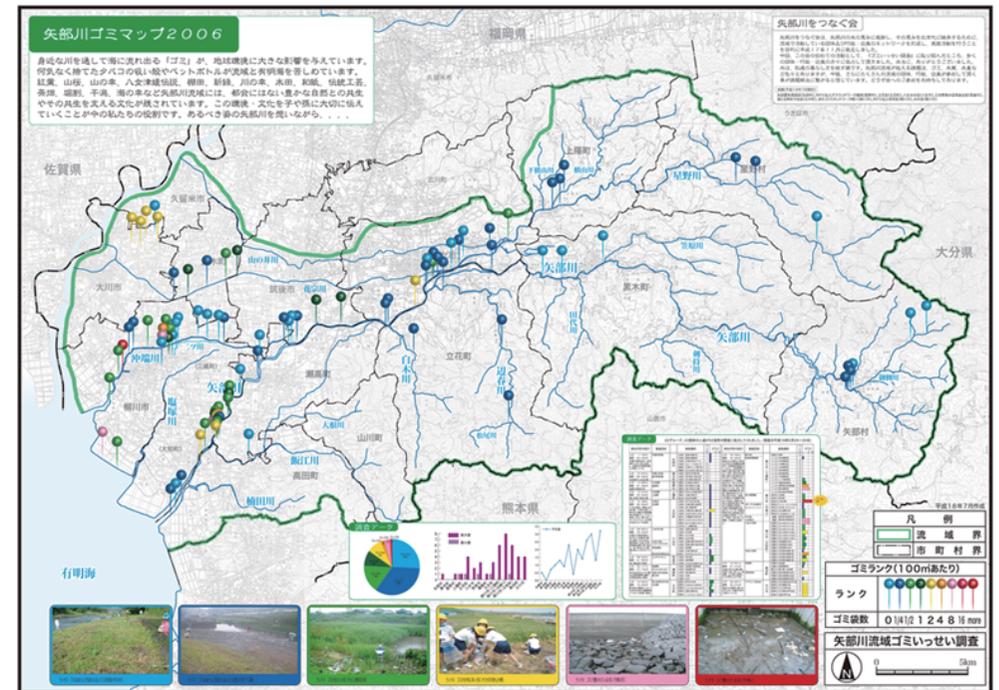
都市農村交流での植林作業（星野村）



棚田の修復作業（黒木町）



廃校となった小学校を再利用した農林業交流体験施設「えがおの森」（黒木町）



矢部川をつなぐ会が協働して作製した「矢部川流域ゴミマップ2006」

5.3 「重点かつ総合的に景観形成を進めていく区域」におけるルール

様々な観点による「協働して守り育てる景観」が複合し、地域の景観を一体的に保全・育成することが望ましい区域については、「重点かつ総合的に景観形成を進めていく区域」として位置づけ、地域内で良好な景観形成を図っていくためのルールを定めます。

こうした観点から以下の7つの候補地区については、今後、検討を重ねて具体的なルールを定めていきます。

重点かつ総合的に景観形成を進めていく区域（候補）



5.4 協定から景観づくり実施への流れ

